

みうら市民まつり参加事業企画募集要領

1 市民まつり開催の趣旨について

このまつりは、三浦市民が一体感を持って市内でいきいきと暮らし、郷土を愛する気持ちを共有できるよう実施するものです。大きな目標として以下の5つの項目を掲げています。

- ・ 豊かな共生社会をめざす支え合いのまちづくりをすすめましょう
- ・ 緑豊かで住みやすい環境づくりをすすめましょう
- ・ 地域に誇れる文化を育て、郷土を愛する青少年を育成しましょう
- ・ 市民の自発的な活動や市民交流による地域活性化をすすめましょう
- ・ 身近で美味しく、安心安全な地産地消をすすめましょう

みうら市民まつりを通じて、市民の一体感をつくりだしましょう。

2 市民まつり一般参加事業企画のテーマについて

- 豊かな共生社会、福祉・市民活動の推進
- 環境・エコロジー・ライフスタイル提案
- 教育・文化・体育に関連した催し
- 市民交流・地域活性化の推進
- 地産地消・うまいもの屋台
- 市民まつり運営サポーター（各種デザイン作成や事務局サポート）

3 参加企画事業について

対象事業は、「市民まつり開催の趣旨」に沿ったものとなります。応募期間終了後、実行委員会で選定して決定します。

ただし、次の項目に該当する事業は参加できません。

- 公序良俗に反するもの
- 政治的活動と認められるもの
- 宗教の布教等と認められるもの
- 特定の団体や個人を誹謗中傷する内容のもの
- その他、みうら市民まつりとして適当でないと実行委員会が認めたもの
- 企業活動や商品のPRを目的とした出展。ただし、協賛事業者に限り出展が可能となります。別途ご案内します。

4 申込みについて

みうら市民まつりに参加を希望する方は、「みうら市民まつり参加事業企画書」(別紙1)に必要事項を記入し、次の方法でみうら市民まつり事務局（市民協働課）まで提出してください。

郵 送：〒238-0298 三浦市城山町1番1号

FAX：046-882-1160

メール：shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp

5 出店料について

食品類の販売を行わない場合は1区画 2,000円、食品類の販売を行う場合は、1区画 3,000円の出店料をお支払いいただきます。

6 締切り

平成28年6月30日（木）

7 参加にあたって

- (1) 参加される場所や区画割等は実行委員会で決定します。
- (2) 出店者打ち合わせ会（10月21日（金）開催予定）には必ず出席してください。
- (3) お祭り広場への電源供給は原則、主催者側では行いません。

みうら市民まつり参加事業企画書 (別紙1)

みうら市民まつりの趣旨に賛同し以下のとおり企画書を提出します。

参加にあたっては、主催者の指示に従い、自己の責任において参加を希望します。また、出展の可否、出展場所、販売品目等の制限など主催者に一任します。

企画の名称 (公表する際の名称)	
<参加を希望するテーマ> <input type="checkbox"/> 豊かな共生社会、福祉・市民活動の推進 <input type="checkbox"/> 環境・エコロジー・ライフスタイル提案 <input type="checkbox"/> 教育・文化・体育に関連した催し <input type="checkbox"/> 市民交流・地域活性化の推進 <input type="checkbox"/> 地産地消・うまいもの屋台 <input type="checkbox"/> 市民まつり運営サポーター	
<事業の内容を具体的に記入してください> <input type="checkbox"/> 食品類の販売を行いません。(出店料 2,000円) <input type="checkbox"/> 食品類の販売を行います。(出店料 3,000円) → <input type="checkbox"/> 会場で火器を使用希望 販売方法は、 <input type="checkbox"/> 調理しながら <input type="checkbox"/> 出来上がったものを持ち込む <input type="checkbox"/> 市販加工品 <input type="checkbox"/> 食品衛生法の許可がある。 (食品販売業、飲食店、製造業、その他)	
<事業参加にあたってのアピールをお願いします>	
団 体 名	
代 表 者 名	
住 所	〒
電 話	
メ ー ル	
希望場所 ステージ ・ 室内 ・ 室外 (室外でもテントが無い場合もあります。)	希望区画 1区画 ・ 2区画 (1区画2.5m四方を基本とし最大2区画まで) ※団体参加事業の一部や主催者事業はこの限り ではありません。
借用希望物品 (ご希望に添えない場合もあります。)	
机 _____ 脚 _____ ・ 椅子 _____ 脚 _____ ・ パネル (室内のみ) _____ 枚	

*今後日程等が決定する出展者打ち合わせ会に出席することが前提となります。

*お祭り広場・屋外活動での電源は基本的に出席者側でご用意ください。

*バザー・屋台等の販売を伴う出展は、負担金をいただくこととなります。

*食品の販売に関しては、衛生法規等によりメニュー等を制限させていただく場合があります。